申告をお忘れなく!

平成19年から税源移譲によって、 所得税・住民税が変わっています。



平成19年に所得が減って所得税が課税されなくなった方は申告をお忘れなく!

平成19年から実施された国から地方への税源移譲に伴い、所得税が減り、その分住民税が増えることになりましたが「所得税+住民税」の税負担は基本的には変わらないとされています。しかし、税源移譲後の税率の適用は、所得税が平成19年中の所得からに対し、住民税は平成19年度分(平成18年中の所得に対し課税)からとなっています。

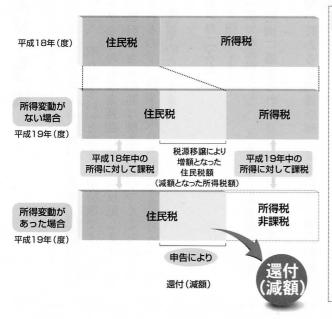
このため、平成19年中の所得が退職などの理由により大きく下がり、所得税が非課税となった場合、平成19年度 分住民税の増税分を平成19年分所得税で調整することが出来なくなってしまいます。

このように、税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の恩恵は受けず、住民税率の変更により税負担の増加の影響のみ受ける方については、平成19年度分の住民税を税源移譲前の税率を適用した住民税額まで減額する措置が設けられました。

なお、この措置は税源移譲前後に所得変動があった方に対する経過措置のため、平成20年度の1回のみ適用されます。

対象者	平成18年中に所得があり所得税が課税されていたが、平成19年中の所得が減少し、平成19年分の所得税が課税されなくなった方 ※寄付金控除などの人的控除以外の控除額が増加したり、住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなった方は対象外です。 ※平成19年中に亡くなられた方や海外へ転出されて平成20年1月1日現在国内に居住されていない方は対象外です。
軽減内容	平成19年度分の住民税を税源移譲前の税率を適用した住民税額まで減額(すでに納付済の場合は 差額分が還付されます)
申告期間	7月1日(火)~7月31日(木)
申告先・ 申告方法	平成19年度分住民税を課税した、平成19年1月1日現在お住まいの市区町村へ減額申告書を提出してください。 平成19年1月2日以降に他の市区町村へ転出された方は、申告先を間違えないようご注意ください。

●年度間の所得変動に係る住民税の経過措置のしくみ



			(!	単位:円
			平成19年	の収入が
	H18年(度)	H19年(度)	減少した場合	
所得税	220,000	122,500		ìŝ
住民税	130,000	227,500		造
合 計	350,000	350,000	1	洞部
	税額			
	税源移譲前の	税源移譲後の	差額	*
	税率を適用			_ a
所得税	0	0	0	- !
住民税	130,000	227,500	97,500	
合 計	130,000	227,500	97,500	1